

解体工事の発注業種について

本市が発注する解体工事の発注業種は原則、下表の発注基準に基づき設定をいたしますので、建設業許可の取得、入札参加資格申請の際にはご留意ください。

【発注基準】

建設業の許可区分	工事の条件
建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事設計金額が5千万円以上で、構造がRC又はSRC造等の堅固な建築物の解体工事 ・金額、構造に関係なく建築物の解体及び新築を同時に行う工事
解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の建築物の解体工事

ただし、解体対象物の立地条件・状態等を考慮し、上表によらず案件ごとに発注業種を設定する場合があります。

【発注業種設定フロー】

